

# ○山口県警察における個人情報等の管理に関する訓令

令和5年3月30日

本部訓令第14号

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保有個人情報等の管理体制（第3条—第6条）

第3章 保有個人情報等の取扱い（第7条—第14条）

第4章 雑則（第15条・第16条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の適正かつ円滑な運用に資するため、山口県警察（以下「県警察」という。）が保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報いい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (4) 行政機関等匿名加工情報 法第109条第1項の規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (5) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (6) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第73条第1項に規定する仮名加工情報をいう。次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。）、匿名加工情報（法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。）及び個人関連情報をいう。
- (7) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (8) 公文書 山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）第2条第2項に規定する公文書をいう。

- (9) 個人番号 番号利用法第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- (10) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (11) 個人番号関係事務 番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。

## 第2章 保有個人情報等の管理体制

(総括個人情報等管理者)

第3条 県警察に、総括個人情報等管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する法令等の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び第5条に規定する個人情報等管理者から報告を求めることができる。

(副総括個人情報等管理者)

第4条 県警察に、副総括個人情報等管理者を置き、警務部警察県民課長をもって充てる。

2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

(個人情報等管理者)

第5条 各所属に、個人情報等管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 所属における保有個人情報の取扱いの制限に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報等管理担当者)

第6条 個人情報等管理者は、所属職員のうちから、個人情報等管理担当者を指名する。

2 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者の命を受け、当該所属における保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行うものとする。

3 個人情報等管理者は、個人情報等管理担当者を指名したときは、その官職及び氏名を副総括個人情報等管理者に報告するものとする。

## 第3章 保有個人情報等の取扱い

(責務)

第7条 職員は、法及び番号利用法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者、個人情報等管理者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第8条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲で過去又は現在の事実と合致するものとなるよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第9条 個人情報等管理者は、職員（保有個人情報等の取扱いに従事する派遣労働者を含む。）がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等及び当該保有個人情報等が記録されている公文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

(1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容

(2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項

(3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている公文書にあっては、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置

(4) 保存すべき場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(保有個人情報等の取扱い状況の記録)

第10条 個人情報等管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(廃棄及び削除)

第11条 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている公文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(特定個人情報の取扱い)

第12条 特定個人情報は、個人情報等管理者が当該所属の職員から指名する特定個人情報等取扱者が取り扱うものとする。

2 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務のため、職員、扶養親族その他の個人（以下この項において「職員等」という。）に個人番号の提供を求めるときは、当該職員等に対し当該個人番号の利用目的をあらかじめ明示するものとする。

3 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を、当該個人番号関係事務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。

4 前3項に定めるもののほか、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、総括

個人情報等管理者が定める。

(業務の委託等)

第13条 個人情報等管理者は、保有個人情報等を取り扱う業務を委託するときは、副総括個人情報等管理者が別に指示するところによるものとする。

2 保有個人情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。

3 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

(提供の際の措置)

第14条 個人情報等管理者は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

(3) 提供先の利用目的及び保有個人情報の秘匿性等を考慮し、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。

2 個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人関連情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

#### 第4章 雑則

(漏えい等発生時の措置)

第15条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（次項から第4項まで及び第6項において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちに、その旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

2 個人情報等管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに漏えい等が生じた旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、その原因を調査するも

のとする。

- 3 個人情報等管理者は、漏えい等が第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちに、副総括個人情報等管理者を経由して、その旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 個人情報等管理者は、漏えい等が番号利用法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちに、副総括個人情報等管理者を経由して、その旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずることとする。
- 5 副総括個人情報等管理者は、前2項の規定による報告を受けたときは、当該内容を個人情報保護委員会へ報告するものとする。
- 6 第3項及び第4項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を副総括個人情報等管理者を経由して、総括個人情報等管理者に報告するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、副総括個人情報等管理者を経由して、総括個人情報等管理者に報告するものとする。

（補則）

第16条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。